

学校伝染病による出席停止について

学校は集団で生活する場所であり、伝染病の発生は蔓延する危険性の高いことから、学校における伝染病の予防と管理はきわめて重要となります。生徒における伝染病の感染があった場合は、学校保健法に基づいて出席停止の予防措置をとり、伝染病の蔓延を防いでおります。

出席停止となる学校伝染病		
	病 名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性蛋白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルスによるものに限る)、鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで 左記以外に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は、第1種伝染病とみなす。
第2種	インフルエンザ	解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹が消失するまで
	風疹(3日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消退後2日を経過するまで
第3種	結核	伝染のおそれなくなるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病	医師により伝染のおそれがないと認められるまで

【 治癒証明について 】

学校伝染病と診断されましたら下記「治癒証明書」への記入を主治医にご依頼ください。登校可能となりましたら、登校の際、担任へご提出ください。なお、出席停止期間は欠席扱いとなりません。

----- き り と り -----

群馬県立前橋西高等学校 学校長様

治 癒 証 明 書

_____年_____組 氏名_____

病 名 _____

出席停止期間 平成_____年_____月_____日から

平成_____年_____月_____日まで

上記の学校伝染病が治癒しましたので、登校可能と認めます。

平成_____年_____月_____日

医療機関名

医 師 名

印